

看取り対応指針

1. 理念

当施設では、ご入居者が回復不能な状態に陥ったと医師が判断した時に、ご入居者の意思、並びに、身元引受人の意思をできるだけ尊重して看取り介護を行います。

2. 対象者

当施設の看取り介護の対象者は、以下に該当するご入居者とします。

- (1) ご入居者も身元引受人も、施設の夜間体制（※）を理解していて、当施設内において、看取りを希望している場合。
- (2) 老衰、老化やがん末期に伴い、積極的な治療を希望しない、又は、必要としない場合で、施設に継続して入居する場合。

※夜間体制とは：夜間の従事者は介護スタッフで、看護師と電話連絡をとって対応していること等

3. 看取り介護について

- (1) ご入居者と身元引受人に対して、意思確認をして対応します。
- (2) 看取り介護については、携わる全ての職種が協働し、情報の共有化を図り、看取り介護計画書を作成して、ご入居者や身元引受人へ説明します。
また、看取り介護を、より適切に行うため、必要に応じて、適宜、計画内容を見直します。
- (3) 看取り介護に関する職員教育を実施し、看取り介護について理解を深めることに努めます。

4. 医療的ケアについて

当施設で行うことできる医療行為は非常に限定的です。
できることとできないことは、事前に、詳細に説明いたします。

5. 意思確認と事前指示書について

原則として、必要に応じて、ご入居者、又は、身元引受人に意思確認をいたします。
ただし、ご入居者が意思を表示できない時や身元引受人と連絡がつかない時に、施設に判断を迫られる場合がございます。
しかしながら、施設では判断することができないため、事前指示書と治療方針事前希望書にあらかじめ意思を表示していただきます。